

## 千曲市教育振興基本計画策定委員会要綱の一部を改正する告示について

千曲市教育振興基本計画策定委員会要綱（平成20年千曲市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、千曲市における教育振興の基本的な計画を策定するため、千曲市附属機関設置条例（令和●年千曲市条例第●号）第2条及び別表第2計画の策定等に係る附属機関の項の規定により設置する千曲市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この告示は、令和5年 月 日から施行する。

令和5年8月23日提出

千曲市教育長 小松 信美

## 条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P

条例、規則等の名称	・千曲市教育振興基本計画策定委員会要綱（平成20年千曲市教育委員会告示第1号）		
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新規	一部改正	全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項</li><li>・審議会等の設置及び運営に関する基本方針</li><li>・千曲市附属機関設置条例（新規）</li></ul>		

提案理由

審議会等の見直し作業によって新たに附属機関に該当することになった会議体について、新規制定する千曲市附属機関設置条例に設置根拠を規定することから、要綱の設置根拠規定等について所要の改正を行うもの。

千曲市教育振興基本計画策定委員会要綱（平成20年千曲市教育委員会告示第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 千曲市における教育振興の基本的な計画を策定するため、千曲市教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この要綱は、千曲市における教育振興の基本的な計画を策定するため、千曲市附属機関設置条例（令和●年千曲市条例第●号）第2条及び別表第2計画の策定等に係る附属機関の項の規定により設置する千曲市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>